

随意契約結果書

業 務 名	練馬(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務		業 務 概 要	館山外(7)施設総合設計(練馬分)等の施設最適化総合設計業務に対し、 施工者の観点から技術提案等を行うもの 主な施設 建替施設(建替え後の施設) 隊舎(RC-5/B1 約22,000㎡)ほか14棟、計 約62,090㎡ 改修建物 隊舎(RC-4 約8,200㎡)ほか22棟、計 約35,200㎡ 解体建物 隊舎(RC-4 約8,800㎡)ほか45棟、計 約19,140㎡	
方 式 等	公募型プロポーザル方式		業 務 場 所	東京都練馬区	
契 約 年 月 日	令和8年8月18日		履 行 期 間	令和8年8月19日 ~ 令和12年3月31日	
契約の相手方	名称等	練馬(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務 対象工事東亜建設工業・共立建設・本間組・入江建 設最適化事業建設共同企業体		法人番号	-
	住 所	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号			
契 約 金 額	¥	44,000,000 (税込)	(	¥	40,000,000 (税抜))
予 定 価 格	¥	44,000,000 (税込)	(	¥	40,000,000 (税抜))
特 定 理 由	技術提案書及び参加表明書を評価した結果、優位であると特定したため				

評価点の内訳

業務の名称： 練馬（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

業 者 名 (商号又は名称等)	選定	特定							備 考
	選定・非選定	技術協力業務 の実施に関する 提案	主たる事業課 題に関する提 案	不測の事態の 想定、対応力 に関する提案	その他	合計	順位	特定・非特定	
東亜建設興行・共立建設・本間組・入江建設最適化事業建設共同体	選定	20.00	69.00	27.99	20.00	136.99	1	特定	

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	練馬（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務
業 務 概 要	技術協力業務対象事業 隊舎（５階建て／地下１階／延べ面積約22,000㎡）ほか14棟新設、隊舎（４階建て／延べ面積約8,200㎡）ほか22棟改修、隊舎（４階建て／延べ面積約8,800㎡）ほか45棟解体、建物附帯土木・電気・機械・通信工事一式業務内容 計画準備、技術協力業務（基本・実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 北関東防衛局長 池田 真人 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１
契 約 年 月 日	令和８年８月１８日
契 約 業 者 名	練馬（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事 東亜建設工業・共立建設・本間組・入江建設最適化事業建設共同企業体
契約業者の住所	東京都新宿区西新宿三丁目７番１号
契 約 金 額	44,000,000 円（税込み）
予 定 価 格	44,000,000 円（税込み）
随意契約によることとした理由	本事案は、当該基地において、複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、自衛隊の運用に支障をきたさない施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要である。このため、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用し、技術提案を求めた。 選定に当たっては、「技術協力業務の実施に関する提案」、主たる事業課題に関する提案として「練馬駐屯地内及びその周辺地域の生活環境に配慮した施工方法及び施工計画における課題と対策に関する提案」及び「練馬駐屯地における工事仮設物や資機材等の調達等について、コスト抑制を意識した仮設計画及び工程計画等に関する課題と対策に関する提案」並びに不測の事態の想定、対応力に関する提案として「練馬駐屯地において、災害派遣や訓練時における建設工事に係る課題と対応策に関する提案」について技術提案を審査した結果、事業目的の達成のために総合的に最も評価の高い技術提案を行った「練馬（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事東亜建設工業・共立建設・本間組・入江建設最適化事業建設共同企業体」を優先交渉権者として選定したものである。 本業務は、工事に先立ち技術提案を反映した設計を実施するための技術協力業務であり、技術提案者である「練馬（８）施設最適化総合設計に係

	る技術協力業務対象工事東亜建設工業・共立建設・本間組・入江建設最適化事業建設共同企業体」が、本業務を履行することが可能な唯一の者である。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行うものである。
業 務 場 所	東京都練馬区
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和 8 年 8 月 1 9 日
履行期間（至）	令和 1 2 年 3 月 3 1 日
備 考	